

出資証券規則

平成21年10月21日制定

平成26年8月23日改定

平成28年4月23日改定

(趣旨)

第1条 証券を発行する方法による札幌市青年音楽協会公益目的基金および札幌市青年音楽協会出資金(以下「出資証券」という。)に関する事項は、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(出資証券証券)

第2条 出資証券証券は、無記名利札付きとし、証券および利札には記号および番号を付するものとする。ただし、割引して発行した証券および利息を付さない証券については、記名するものとし、または利札を付さないものとするができる。

(元金の償還)

第3条 出資証券の元金は、所定の期限内に額面金額をもって償還する。ただし、財政の都合により買入消却を行なうことができる。

(募集の公告)

第4条 募集の方法によって出資証券を発行する場合は、運営会議の議決を経て、あらかじめ、その出資証券の名称、総額、利率、償還期限および申込期日その他必要な事項を公告するものとする。

(札幌市青年音楽協会公益目的基金)

第5条 札幌市青年音楽協会公益目的基金を発行する場合は、定款の規定に基づいて定時評議員会が議決した、当該年度発行予定の、出資証券の名称、用途その他の基金の種類、総額および償還期限によらなければならない。

(出資証券証券等の記載事項)

第6条 出資証券証券には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 出資証券証券の券面金額の種類
- ② 第10条から第12条までに定める事項
- ③ 元利金請求権の消滅時効
- ④ 元利金の支払場所

2 利札には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- ① 当該利札の属する出資証券証券の名称、券面金額および番号
- ② 利息の金額および支払期日

(償還に充てるべき財源の積立て)

第7条 償還期限の満了の日において元金の全部を償還する方法により出資証券を発行する場合には、その償還の財源に充てるため、予算で定めるところにより、所要の額を札幌市青年音楽協会減債基金に積み立てるものとする。

(欠けた利札の控除)

第8条 出資証券の元金を償還する場合において、証券に附属する支払期日未到来の利札中欠けたものがあるときは、これに相当する金額を元金から控除する。

2 利札の所持人は、その利札を提出して控除金額の支払を請求することができる。

(利息の計算および支払方法)

第9条 出資証書の利息は、発行の日の翌日から元金償還期日まで付するものとする。

2 出資証書の利息の支払は、特別の定めのある場合を除いて年1回とし、利札記載の日において、その日を含め前12月間に属する分を支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、元金償還の場合における利息は元金と同時に支払うものとし、また、12月に満たない期間については、日割りをもって計算するものとする。

(盗難、紛失または滅失)

第10条 出資証書証券または利札を盗取され、紛失し、または滅失した者は、証券の名称、種類、記号および番号等を明示して、代証券または代利札の交付を請求することができる。

2 前項の証券または利札に相当する代証券または代利札を交付する場合は、その旨の公告を行った日から起算して30日後に交付する。ただし、償還期日または利息支払期日の到来した証券または利札については、これに相当する現金を支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、請求者が、事務長の指定する担保を供し、かつ、事務長が適当と認めた保証人を立てたときは、当該証券または利札の償還期日または利息支払期日の到来後、これに相当する現金を支払うことができる。

(汚染またはき損)

第11条 出資証書証券または利札を汚染し、またはき損したときは、所持人は、当該証券または利札を提出して、代証券または代利札との引き換えを請求することができる。この場合においては、前条第2項但書の規定を準用する。

2 前項に規定する汚染またはき損が甚だしく真偽を鑑別し難い場合は、前条の例によるものとする。

(再交付等の費用および危険)

第12条 前2条の規定による代証券または代利札の交付に要する費用ならびに代証券または代利札の送付を請求した場合の送付の費用および危険については、請求者の負担とする。

2 出資証書の登録を抹消し、証券の交付を請求する場合は、前項に準ずるものとする。

(支払事務の委任)

第13条 出資証書の元利金の支払事務は、相当の資格人に取り扱わせることができる。

第14条 出資証書の元利金は、証券または利札の持参人に対し、これと引き換えに支払う。ただし、第10条第2項但書および第3項の場合は、領収証書と引き換えに支払うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。